

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

※決裁	課長	主幹	主査	担当	合議

平成 年 月 日 皆野町長様	(特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号		個人番号					
		名称	印		担当者	係	退職年の1月から退職時までの給与支払額				
		代表者の職氏名印				氏名					
				電話							
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職年の1月から退職時までの給与支払額	備考
フリガナ				円	円	円					
氏名	(旧姓)										
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)			円	月分	円		1.退職 2.転勤 3.休職 4.長欠 5.死亡 6.会社解散 7.住所誤報 8.育児休業 9.その他	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収	円	一括徴収した税額の納入月
現住所	(給与の支払いを受けなくなった後の住所)			円	月分	円			3を○で囲んだ場合は、一括徴収できない理由欄に○を付してください。	円	月分 納入年月日 年 月 日

## ◎給与の支払いを受けなくなった後の納付額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与または退職手当等の支払い予定月日	一括徴収予定額		●退職者の未徴収税額について  1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収することが義務付けられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いいたします。
1.異動が平成 年12月31日までで申し出があったため。			支払予定日ごとの徴収予定額	合計 (上記(ウ)と同額)	
2.異動が平成 年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため。		円	円	円	
一括徴収できない理由			円	円	
1.5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当がないため又は未徴収税額より少ないため。			円	円	
2.その他(理由: )			円	円	

## 転勤等による特別徴収届出書(下欄外の注意書きを参照してください。)

納付額 円を 月分から徴収し 納入する。	(特別徴収義務者)	所在地 郵便番号	フリガナ	特別徴収義務者指定番号		新規・継続
		フリガナ		担当者	係	
		名称			氏名	
		代表者の職氏名印	印		電話	
給与支払方法及びその期日	振込を希望する金融機関の所在地及び名称	納入書の要否	必要・不要	経理責任者氏名		

- ご注意
- 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
  - 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入など必要の手続きを済ませたうえで、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。
  - ※の欄は、届出者において記入する必要がありません。